

乳幼児 コーナー

※乳児一般健康診査受診票は、生後2カ月頃に予防接種手帳と合わせてお送りします。

対象月齢	内容	実施日	時間・場所	必要なもの
3～4カ月	かかりつけの小児科で乳児一般健康診査を受けましょう！		診療時間内に委託医療機関にて	・乳児一般健康診査受診票 ・母子健康手帳
9～11カ月				

■5カ月児健康相談・すくすく乳児相談（6～11カ月児）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、しばらくの間中止しています。2カ月ごろの予防接種手帳送付に合わせて案内をしていた5カ月児健康相談も中止とします。育児や離乳食などで相談希望の場合は、個別に対応しますので保健センターまでご連絡ください。

■1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、延期しています。再開については、決定次第個別通知します。

保健の窓口

Window of the health



新居浜市保健センター
〒792-0811
庄内町4-7-17
☎35-1070 ☑37-4380



♡こころの相談 - ひとりで悩んでいませんか？ -

内 こころの悩みや不安の相談に応じます

日 6月24日(水) 9:30～11:30 (臨床心理士)

7月17日(金) 13:30～15:30 (精神科医師)

場 保健センター

定 2組程度 (要予約) ¥ 無料

申 保健センター ☎ 35-1070

♡すこやかダイヤル

保健センター ☎35-1070

すまいるステーション ☎35-1101

保健師・栄養士・歯科衛生士などが健康に関する相談をお受けします。

♡麻疹（はしか）風しん予防接種を受けましょう

麻疹はウイルスの空気感染、風しんはウイルスの飛沫感染によって発症します。予防するには、予防接種が有効です。予防接種は小学校就学まで、第1期・第2期の2回接種です。対象者は早めに接種しましょう。

対 第1期（1歳～2歳未満）／第2期（年長児に相当する年齢）

【令和2年度対象者：平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ】

接種期間 令和3年3月31日まで

♡次に予定していた体組成測定を中止します

6月12日(金) 9:30～11:30

6月22日(月) 13:30～15:30

新型コロナウイルス感染症の状況が刻々と変化する中、市民の安全安心のため、健診などを急ぎよ中止する場合があります。

新しい情報は市ホームページや母子健康手帳アプリ（随時配信）に掲載しています。詳細は保健センターまでお問い合わせください。

集団けんしん 申込先 保健センター☎35-1308 国保課☎65-1219 ※先着順

保健センター以外の場所（公民館・体育館など）でのけんしんは当分の間中止し、人数についても定員を制限して実施します。

けんしん項目は、大腸がん・胃がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診のみとなります。

けんしん日程		特定健診	肝炎ウイルス	大腸がん	胃がん	肺がん		前立腺がん	子宮頸がん	乳がん	骨粗しょう症	若年者健診
受付時間	対象者	40～74歳の国保加入者	40歳以上(過去受診者を除く)	40歳以上		X線	CT	40歳以上男性	20歳以上女性(昨年度受診者を除く)	40歳以上女性	18～70歳女性	18～39歳男性
○ 8:30～11:00 △ 9:30～10:30 ★ 13:00～14:00	自己負担金	無料	無料	無料	無料	無料	6,443円	無料	無料	無料	500円	500円
6月10日(水)	場所： 保健センター	(中止)	(中止)	○★	○	○★		(中止)	★	○★	(中止)	(中止)
6月14日(日)				○	○	○			△	○		
6月20日(土)				○	○	○			△	○		
6月26日(金)				○★	○	○★			★	○★		
7月2日(木)				○★	○	○★			★	○★		
7月5日(日)				○	○	○	○		△	○		
7月9日(木)				○★	○	○★			★	○★		

※各けんしんには定員（先着順）があります。申し込みした人には、けんしん日の約1週間前に書類などを送りますので、けんしん希望日の3週間前までに申し込んでください。

運動不足になっていませんか？

ウォーキングで心と体を健康に！

新型コロナウイルスの感染予防のために、外出を控えている人が多いかと思えます。自宅に閉じこもりがちになると、体力が落ち気分もふさぎ込んでしまいます。自分のペースでできる運動をして健康を維持しましょう！

■ウォーキングマップを活用しよう！

地域の健康づくりリーダー「健康都市づくり推進員」とともにウォーキングマップを作成しています。保健センターや近くの公民館などでも配布しています。日々の健康づくりにご活用ください！



市HPからダウンロードできます

にはは元気体操もYoutubeで配信中!!

「ウォーキングMAP2」を完歩した人にはお楽しみあり♪

問 保健センター ☎ 35-1070

「健康づくりポイント事業」は5月で終了しました

健康づくりポイントの交換手続きを！

「健康づくりポイント事業」は6月からさまざまなシーンで貯まる・使える「新居浜あかがねポイント」に統合されます。

期間内に交換手続きをお願いします。

受付期間	6月1日(月)～8月31日(月) ※当日消印有効
対象ポイント	平成31年1月～令和2年5月の「健康づくりポイント」1ポイントにつき、あかがねポイント※1ポイントと交換します
手続きの流れ	①ポイント手帳および交換申込書（登録者には5月に個別通知済み）を保健センターに郵送または窓口 [*] に持参 ※BMIチャレンジに参加中の人は、体重測定を実施しますので窓口までお越しください。 ②後日、あかがねポイント引換券が自宅に郵送されます ③引換券をお近くのハートステーション [*] に持参
ポイント手帳郵送先	保健センター (〒792-0811 庄内町4-7-17)
お願い	・手帳3～4ページの記入例を参考に、ポイントを計算して手帳へご記入ください ・手帳の表紙に必ず住所・氏名をご記入ください
注意事項	・交換商品はすべて「あかがねポイント」となります ・貯まったポイントは1ポイントからあかがねポイントに交換できます ・提出された手帳は返却できません ・期間内にあかがねポイントへの交換を行わなかった場合、これまでのポイントは失効します

※あかがねポイントおよびハートステーションについては、発送済みの案内をご確認ください

問 保健センター ☎ 35-1070

★特典 交換手続きを済ませた人にはボーナスとしてあかがねポイント **500** ポイントを進呈！

歯育・子どもの歯を育てよう！

6月4日は虫歯予防デーです！

■妊婦の皆さん、妊婦歯科健康診査を受けましょう！

妊婦歯科健康診査を受けた妊婦さんのうち、約6割に歯周病、約半数にむし歯が見つかっています。

歯周病に罹患している場合は、低出生体重児や早産のリスクが高くなることがわかっています。

早期発見・早期治療が大切です。つわりが落ち着いたら早めに受診しましょう。

■子どもの歯を守るには保護者の力が必要です！

乳歯のむし歯の特徴は、進行が早く重症化しやすいことです。

＜乳歯をむし歯から守るには…＞

- ①仕上げ磨き（9歳ごろまでは保護者の仕上げ磨きを毎日の習慣にする）
- ②規則正しい生活習慣（生活リズムを整え、おやつやジュースなどをだらだら摂取しないように）
- ③定期的なフッ化物塗布



産後のお母さんを応援します！

産後ケア事業

■対象者

市内に住民登録があるおおむね生後3カ月未満の赤ちゃんとお母さんと、次のいずれかに該当する人

- ・お母さんの体調や育児に不安がある人
- ・ご家庭などから産後の援助が受けられない人

■内容

委託医療機関や家庭訪問で助産師による専門的ケアが受けられます!!

- ・お母さんの健康状態についての相談
- ・母乳育児の相談や乳房マッサージ
- ・赤ちゃんの健康状態や発育および発達の確認
- ・沐浴指導など

※利用を希望する人は2日前までに「すまいるステーション」にご連絡ください
※助産師との日程調整のため、希望に添えないこともあります

■利用の種類と自己負担額

利用の種類	自己負担額			利用制限
	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊型（24時間3食付）	2,700円	1,000円	無料	通算7日以内
日帰り型A（10時間2食付）	2,000円	700円	無料	
日帰り型B（6時間1食付）	1,000円	500円	無料	
訪問型（食事無し）	1時間あたり（30分以上60分未満を含む）	300円	150円	上記と別に7日以内（1日あたり約2時間程度）
	30分未満	150円	70円	

問・申

すまいるステーション（保健センター内）

☎ 35-1101



新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」の中間評価を実施しました
 (計画期間 2014年度～2024年度) スローガン ～日々すこやかに 笑顔あふれる健康のまち～

改善した点

① 65歳の健康寿命が延伸!

男性 16.04歳 → **17.11歳** (65歳時点)
 女性 19.47歳 → **20.28歳** (65歳時点)

② その他

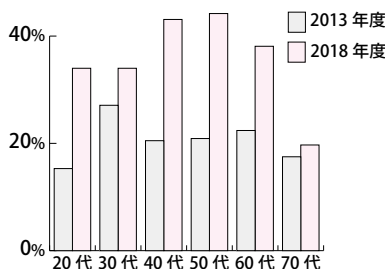
- ・国保特定健診受診率、各種がん検診受診率が向上
- ・要介護・要支援認定率が減少
- ・歯科検診受診率が向上
- ・家庭内の受動喫煙率が減少

今後の課題

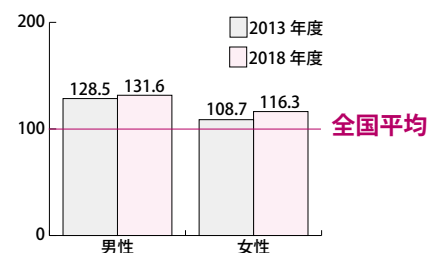
① 定期的に運動する人が男女ともに減少

	2013年	2018年
男性	44.5%	40.5%
女性	38.3%	32.1%

② 男性の肥満者の割合が増



③ 心疾患の標準化死亡比*が全国平均を超えるほど悪化



*本市と全国の死亡数を比較したもの

皆さんに取り組んでもらいたいこと

1日3食
バランスの良い食事

1日30分・
週2回以上の運動

質の良い睡眠・
心の健康を大切に

節度ある
飲酒量・頻度を保つ

たばこの害を
理解し
禁煙する

定期的な
健診受診

第2次新居浜市食育推進計画を策定しました (計画期間 2020年度～2024年度)
 スローガン ～元気つくろう! 食力(食事から)～

今後の課題

- ① 若い世代が朝食を毎日食べる割合 現状値 62.0% ▶ 目標値 **80%**
- ② ゆっくりよく噛んで味わって食べる人の割合 現状値 50.4% ▶ 目標値 **70%**
- ③ 1日1回以上家族や友人らと食事する「共食」の割合 現状値 67.7% ▶ 目標値 **80%**

これからの推進目標

- ① 食を通じて豊かな心を育てる
共食の機会を提供し、食べ物を無駄にせず、食に関する感謝の気持ちを育むなど、食を通じて豊かな人間形成を図っていくことを目指します。
- ② 生活習慣病の予防につながる食育を推進する
「早寝早起き朝ごはん」など、子どもの頃から基本的な生活習慣を身につけ、バランスの取れた食生活の実践につながるよう食育を推進します。
- ③ 食を取り巻く環境を整備する
地域の団体や事業者と連携し、食育の輪を広げます。また、郷土料理や食事の作法など、伝統的な食文化の保護・継承を図ります。

私たちも保健センターと連携して両計画を推進し、皆さんの健康を応援します!



食生活改善推進協議会



健康都市づくり推進員

第2次元気プラン新居浜21(後期計画)、第2次新居浜市食育推進計画を市HPで公開中!
 概要版を各公民館や各支所などで配布しています。ぜひご覧ください!

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 中小企業支援

制度の詳細や申請手続きなどについては、産業振興課 HP をご覧いただくか、直接お問い合わせください。



緊急経済対策室経済対策グループ ☎ 65-1584 産業振興課 HP

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者や売り上げ確保に向けた新たな取り組みを始める事業者を応援する補助制度を新設しました。ぜひご利用ください。

こんなときには	事業名	内容	補助額・補助率	申請期間
売上が大幅に減少した	飲食業者支援事業補助金	売上が4月から9月の間に前年同月に比べ70%以上減少した月がある市内の飲食店への補助	1事業者あたり 10万円 を支給	5月7日 ～11月2日
	宿泊業者支援事業補助金	売上が4月から9月の間に前年同月に比べ70%以上減少した月がある市内の宿泊施設へ収容人数に応じて補助	収容人数100人未満：施設につき 50万円 、100人以上：施設につき 100万円	5月7日 ～12月28日
テイクアウト・デリバリーを開始した	テイクアウト・デリバリー導入支援事業補助金	4月1日～9月30日に新たにテイクアウト・デリバリーを開始した飲食店への補助	補助額：最大 20万円 補助率：10分の10	テイクアウト・デリバリー開始日から 60日以内
従業員を一時的に休業させたため、国の雇用調整助成金の申請をしたいが手続きが難しい	雇用調整助成金申請等手数料補助金	雇用調整助成金の申請時、社会保険労務士に申請書類などの作成を依頼した事業者経費の一部を補助	補助額：最大 20万円 補助率：10分の10	社会保険労務士の支払日から 60日以内
	緊急地域雇用維持助成金	従業員の解雇などを行わず、国の雇用調整助成金の支給を受けた事業者、県と連携し助成金の上乗せ助成を行う	補助額：最大 100万円 補助率：休業手当の18分の1	雇用調整助成金支給決定日から 60日以内

絶対に教えない！渡さない！ 給付金の詐欺に注意！！

新居浜市役所・愛媛県・総務省などが
以下を行うことは**絶対にありません！**

- ✗ キャッシュカードや通帳を預かったり、暗証番号を聞き出したりする
- ✗ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いする
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求める
- ✗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求める

新居浜市や愛媛県、総務省などをかかった電話がかかってきたり、メールやSMSなどが届いたりした場合、お住まいの相談窓口、または警察相談専用電話（#9110）へご連絡ください。

新居浜市の相談窓口
消費生活センター ☎ 65-1206
新居浜警察署 ☎ 35-0110（代表）

特別定額給付金に関するお知らせ



給付金の サギに注意！！ (詐欺)

絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号 ● 通帳 ● マイナンバー
- 口座番号 ● キャッシュカード

市区町村や総務省などが以下を行うことは**絶対にありません**

- ✗ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ✗ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン 188
(時間帯なしの3桁)

お住まいの市区町村

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

お近くの警察署
警察相談
専用電話 #9110



総務省 給付金



総務省



令和2年5月

給付金詐欺チラシ（総務省）